

奈井江町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈井江町まちづくり自治基本条例（平成17年条例第12号）の理念に基づき、町民一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様な選択ができる社会を目指すため、パートナーシップ宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向（人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものをいう。）が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認（自己の性別についての認識をいう。）が出生時に割当てられた性別と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして尊重し、日常の生活において、経済的又は物理的、かつ精神的に相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである2人の者の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある二人が町長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 宣誓をしようとする者の双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓をしようとする者の一方若しくは双方が町内に住所を有し、又は宣誓の日から3か月以内に町内への転入を予定していること。
- (3) 宣誓をしようとする者の双方に配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）がいないこと及び宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップがないこと。
- (4) 宣誓をしようとする者の双方の関係が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士の関係にないこと。ただし、宣誓をしようとしている者同士が養子縁組をしている場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、宣誓日を予約のうえ、揃って町職員の面前において、パートナーシップ宣誓書（別記第1号様式。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。ただし、宣誓をしようとする者の一方又は双方が、病気、障がい等により宣誓書に自ら記入することができないと町長が認めるときは、当該宣誓をしようとする者の双方が立会いの下、他の者に代筆させることができる。

- (1) 宣誓しようとする両者の住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書（いずれも宣

誓日以前3か月以内に交付されたものに限る。)又は転入を予定していることが確認できる書類

(2) 宣誓しようとする両者の戸籍個人事項証明書又は現に婚姻していないことを証明する書類(いずれも宣誓日以前3か月以内に交付されたものに限る。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める書類
(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、町長が特に必要があると認める場合、宣誓において通称名を使用することができる。

2 前項により通称名の使用を希望する場合は、第4条第1項に掲げる書類のほか、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提出するものとする。

(受領証等の交付)

第6条 町長は、第4条第1項の規定により宣誓をした者の双方が第3条に規定する要件を満たしていると認める場合は、宣誓をした者(以下「宣誓者」という。)に対し、パートナーシップ宣誓書受領証(別記第2号様式)及びパートナーシップ宣誓書受領証カード(別記第3号様式)(以下これらを「受領証等」という。)並びに宣誓書の写しを交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、宣誓者の双方が町内に住所を有していない場合であって、少なくともいずれか一方が宣誓の日から3か月以内に町内に転入を予定しているときは、町長は、受領証等に代えてパートナーシップ宣誓制度転入予定者受付票(別記第4号様式。以下「転入予定者受付票」という。)を当該宣誓者に交付するものとする。

(子に関する記載)

第7条 宣誓をしようとする者の一方又は双方と同居し、かつ生計を一にする未成年の実子又は養子(以下「子」という。)がいる場合であって、当該宣誓をしようとする者の双方が受領証等に当該子の氏名の記載を希望するときは、子に関する届出書(別記第5号様式)に記入し、当該宣誓をしようとする者と当該子との関係を確認できる書類を添えて町長に提出するものとする。既に宣誓を行った者が新たに子の氏名の記載を希望するときも同様とする。

(受領証等の再交付)

第8条 受領証等の交付を受けた者が当該受領証等を紛失し、又は毀損したこと等により受領証等の再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（別記第6号様式）により申請することができる。

2 町長は、前項の申請があったときは、交付済みの受領証等と引換えに受領証等を再交付するものとする。ただし、受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該受領証等の提出を要しないものとする。

（受領証等の変更）

第9条 受領証等の交付を受けた宣誓者は、宣誓書に記載した内容及び受領証等の記載事項に変更が生じたときは、次条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、パートナーシップ宣誓書受領証等変更届（別記第7号様式）に受領証等に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、受領証等を添えて届け出ることができないやむを得ない理由があると町長が認めたときは、当該受領証等の添付を要しないものとする。

- （1） 戸籍上の改姓又は改名の場合にあつては、戸籍個人事項証明書その他戸籍上の氏名を証する書類（届出日前3か月以内に交付されたものに限る。）
- （2） 住所の変更の場合にあつては、住民票の写しその他現住所を証する書類（届出日前3か月以内に交付されたものに限る。）
- （3） 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項による届出があった場合は、その内容を確認し、適当と認めるときは、変更後の内容を記載した受領証等を交付する。

（受領証等の返還）

第10条 受領証等の交付を受けた宣誓者は、次に各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（別記第8号様式）に受領証等を添えて、町長に届け出なければならない。ただし、受領証等を添えて届け出ることができないやむを得ない理由があると町長が認めたときは、当該受領証等の添付を要しないものとする。

- （1） 双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- （2） 一方が死亡したとき。
- （3） 双方が町内に住所を有しなくなったとき。
- （4） 第3条第3号又は第4号に規定する要件に該当しなくなったとき。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、町長が受領証等の返還が必要と認めるとき。

2 町長は、前項の規定による届出が、受領証等の交付を受けた宣誓者のいずれか一方からあった場合は、返還届を受理した後、遅延なくもう一方の受領証等の交付を受けた宣誓者に対し、当該届出を受理したことを通知するものとする（前項第2号の事由により届出があった場合を除く。）。

（宣誓の無効）

第11条 宣誓は、次の各号のいずれかに該当する場合は無効とする。

- （1） 宣誓者がパートナーシップを形成する意思を有しないとき。
- （2） 宣誓者が宣誓をした時点において第3条各号のいずれかに該当していなかったこ

とが判明したとき。

(3) 虚偽その他の不正な方法により受領証等の交付（再交付を含む。）を受けたとき。

(4) 受領証等を不正に使用したとき。

2 前項の規定により宣誓が無効となった者は、直ちに受領証等を返還しなければならない。ただし、返還を求めることができないとき、又は返還に応じないときは、前条の規定により受領証等が返還されたものとみなすことができる。

3 町長は、前条若しくは前項の規定により受領証等が返還されたとき、又は前項の規定により受領証等が返還されたとき、当該受領証等の交付番号を公表することができる。

（自治体間での相互利用）

第12条 受領証等の交付を受けた者が、町がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定等（以下「協定等」という。）を締結している自治体に転出する場合であって、パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書（別記第9号様式）を提出したときは、当該自治体においても町が交付した受領証等を引き続き使用することができる。

2 町と協定等を締結している自治体から町へ転入した者は、当該自治体が交付した受領証等（継続使用の手続がされたものに限り。）を町において引き続き使用することができる。

3 前2項の規定により継続して受領証等を使用している者が、第10条第1項に該当する場合又は町と協定等を締結している自治体以外の自治体に転出した場合は、当該受領証等を交付した自治体に返還するものとする。

4 第1項の規定により継続して使用している受領証等の再交付については、第8条の規定を準用する。

（宣誓書等の保存）

第13条 町長は、宣誓書等について、第10条の規定により受領証等が返還された日又は宣誓者が同条各号に該当すると町長が認める日のいずれか早い日から起算して10年を経過する日まで保存するものとする。

（周知啓発）

第14条 町長は、町民及び事業者に対し、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、周知啓発に努めるものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年7月1日から施行する。